

令和7年4月7日

带状疱疹ワクチンの定期接種開始について(お知らせ)

公益社団法人 日本透析医会

医療安全対策委員会

委員長 安藤 亮一

医療安全対策委員会感染防止対策部会

委員長 菊地 勘

厚生労働省は、2025年4月より65歳の方などへの带状疱疹ワクチンを予防接種法に基づく定期接種の対象としました(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/shingles/index.html)。

日本透析医会では、2023年12月31日に『透析施設における標準的な透析操作と感染予防に関するガイドライン(六訂版)』を発行し、50歳以上の透析患者には带状疱疹ワクチンの接種を推奨しています。

带状疱疹ワクチンの定期接種が開始されますので、医療従事者の皆様から患者さんに接種を推奨してください。

带状疱疹ワクチンには、「乾燥弱毒生水痘ワクチン(ビケン)」と「乾燥組換え带状疱疹ワクチン(シングリックス筋注用)」の2種類があります。2種類のワクチンは、それぞれ接種部位・接種回数・適応の対象年齢などの用法・用量が異なります。詳細は添付文書、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001388066.pdf>)、「[透析施設における標準的な透析操作と感染予防に関するガイドライン\(六訂版\)](#)」をご参照ください。